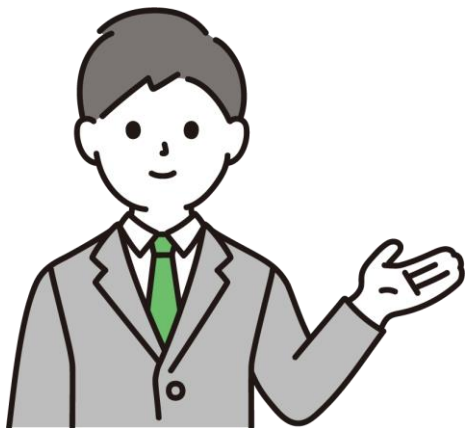


1. 消防法令適合通知書とは

旅館業・住宅宿泊事業や公衆浴場を営業しようとする建物が、**利用する人の安全確保のために、消防法令で定める防火措置を遵守していること**を関係機関(保健所等)へ証明するものになります。

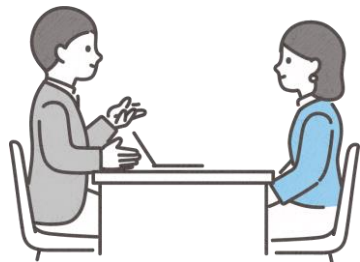
消防署による書類審査、現地への立ち入り検査を行い、問題なければ消防署にて通知書を発行することができます。



《注意》

あくまでも消防法令に適合していることを証明するだけであって、
消防署が営業を許可・認可の判断をするわけではありません。

2. 消防法令適合通知書交付までの流れ



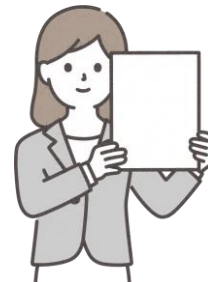
01 受付



02 書類審査



03 立入検査



04 交付

建物によっては、事前に消防用設備等について打合せを行う必要がありますので、期日に余裕をもってご相談ください

書類の提出、受付

立ち入り検査実施のための日程調整

申請建物の住所や持ち主の確認

申請する建物の構造、面積の確認等

必要な消防設備等が設置されているか

危険物等の取り扱いはないか

防災物品を使用しているか

書類の最終確認

検査で不備がなければ、発行の準備をし、出来上がり次第ご連絡します。

立ち入り検査時に不備が無ければ、立ち入り検査後から1週間ほどで通知書が発行されます。

3. 消防法令適合通知書交付申請書の添付書類

様式第1号(第2条関係)
消防法令適合通知書交付申請書

年 月 日

阿蘇広域行政事務組合消防本部
消防長 殿

申請者
住所
氏名
電話

下記の防火対象物について、消防法令に係る消防法令適合通知書の交付を申請します。

記

1 名称

2 所在地

3 申請理由区分
ア 旅館業法(昭和23年法律第138号)第3条の規定による営業の許可
イ 旅館業法施行規則(昭和23年厚生省令第28号)第4条の規定による施設又は設備の変更の届出
ウ 国際観光ホテル整備法(昭和24年法律第279号)第3条又は第18条第1項の規定による登録
エ 国際観光ホテル整備法(昭和24年法律第279号)第7条第1項又は第18条第2項において準用する第7条第1項の規定による施設に関する登録事項の変更の届出
オ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第3条の規定による営業許可
カ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第9条の規定による構造又は設備の変更等の承認、届出
キ 興行場法(昭和23年法律第137号)第2条の規定による営業の許可
ク 熊本県興行場法施行条例(昭和59年条例第22号)第3条の規定による変更の届出
ケ 公衆浴場法(昭和23年法律第139号)第2条の規定による営業の許可
コ 公衆浴場法施行規則(昭和23年厚生省令第27号)第4条の規定による変更の届出

※受付欄	※経過欄
------	------

備考
1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 「申請理由区分」は、該当する記号に○をすること。
3 許可、登録又は変更の届出に係る申請書の写及び建築図書の写、登記簿本の写を添付すること。
4 ※印の欄は、記入しないこと。

消防法令適合通知書交付申請書

阿蘇広域消防本部ホームページよりダウンロード

別記第1号様式(第3条関係)

旅館業許可申請書

申請者 住所 氏名 氏名 及代表者氏名	年 月 日生
営業施設の名称	(管理者氏名)
営業施設の所在地	(電話)
旅館業の種類別	旅館・ホテル 簡易宿所 下宿 ※季節的に営業する場合(月 日～ 月 日)
法第3条第2項各号該当の有無	有・無 有の場合その内容

上記のとおり経営したいので旅館業法第3条第1項の規定により申請します。
年 月 日
熊本県 保健所長 様

証明願(確認不要)

熊本県建築主事 様

申請者(建築主) 住所
氏名

法第6条第1項の規定に基づく確認申請の必要がない

記

階 地下

築年及びその日付(登記の日付)
平成23年7月25日新築
(平成23年7月25日)

権利者その他の事項
特別区北區町三丁目3番3号
記 大 阪

実する事項
権利者その他の事項
平成23年7月26日金銭消費貸付の日付
平成23年7月26日
特別区北區町三丁目3番3号
記 大 阪
記 大 阪
株式会社 熊 銀行
支店 熊 支店
印 熊 5680号

表 題 部 (生である建物の表示) 調製 (調製)

所在町界地 (町界)

所在地 特別区北區町三丁目 150番地2

不動産番号 1844001109084

登記簿謄本(写)

建築確認申請(写)

熊本県建築主事

県北広域本部土木部景観建築課にて
ご相談ください

建物に関する建築図書(写)

付近見取図、平面・立面図配置図等が必要です

最新の図面をご準備ください

保健所に提出する書類(写)

提出する書類は保健所へご相談ください

4. 消防法令適合通知書交付申請書の記入要領(例)

※保健所へ提出する書類（第1面）と内容が一致するよう、照らし合わせながら記載してください

様式第1号(第2条関係)

消防法令適合通知書交付申請書

年 月 日

阿蘇広域行政事務組合消防本部
消防長 殿

申請者
住所 熊本県阿蘇市黒川1423-1
阿蘇広域消防株式会社
氏名 代表取締役 阿蘇 太郎
電話 0967-34-0024

下記の防火対象物について、消防法令に係る消防法令適合通知書の交付を申請します。

記

1 名称 Aso Fire Hotel

2 所在地 熊本県阿蘇市黒川1423-1

3 申請理由区分

- ア 旅館業法(昭和23年法律第138号)第3条の規定による営業の許可
- イ 旅館業法施行規則(昭和23年厚生省令第28号)第4条の規定による施設又は設備の変更の届出
- ウ 国際観光ホテル整備法(昭和24年法律第279号)第3条又は第18条第1項の規定による登録
- エ 国際観光ホテル整備法(昭和24年法律第279号)第7条第1項又は第18条第2項において準用する第7条第1項の規定による施設に関する登録事項の変更の届出
- オ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第3条の規定による営業許可
- カ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第9条の規定による構造又は設備の変更等の承認、届出
- キ 興行場法(昭和23年法律第137号)第2条の規定による営業の許可
- ク 熊本県興行場法施行条例(昭和59年条例第22号)第3条の規定による変更の届出
- ケ 公衆浴場法(昭和23年法律第139号)第2条の規定による営業の許可
- コ 公衆浴場法施行規則(昭和23年厚生省令第27号)第4条の規定による変更の届出

別記第1号様式(第3条関係)

(第1面)

旅館業許可申請書

申請者	住所 <small>(法人の場合は主たる 事務所所在地)</small>	〒 869-2225 熊本県阿蘇市黒川1423-1 (電話 0967-34-0024)
	氏名 <small>(法人の場合は名称 及び代表者氏名)</small>	阿蘇広域消防株式会社 代表取締役 阿蘇 太郎 年 月 日生
営業施設の名称		Aso Fire Hotel (管理者氏名 阿蘇 花子)
営業施設の所在地		〒 869-2225 熊本県阿蘇市黒川1423-1 (電話 0967-34-0119)

該当する区分記号を○で囲む（申請で特に多いものを抜粋）

申請理由区分	保健所への提出書類
○ア	旅館業許可申請書
イ	旅館業変更届
ケ	公衆浴場業許可申請書
コ	公衆浴場業変更届



5. 消防法令適合通知書交付申請書(住宅宿泊事業)の場合

※住宅宿泊事業の場合、消防法令適合通知書交付申請書の様式が異なり、下記の届出書を県(薬務衛生課)へ提出します。

様式第2号(第2条関係)
消防法令適合通知書交付申請書

年 月 日

阿蘇広域行政事務組合消防本部
消防長 殿

申請者
住所

下記の届出住宅の部分について、消

1 名称(届出住宅の名称)

2 所在地(届出住宅の所在地)

3 届出住宅に関する事項等

(1) 面積

届出住宅が存する防火対象物の延べ面積(m ²)	届出住宅部分の床面積(m ²)	宿泊室(宿泊者の就寝の用に供する室)の床面積の合計(m ²)

(2) その他の事項

住宅に人を宿泊させる間、住宅宿泊事業者が不在(住宅宿泊事業法第11条第1項第2号の国土交通省令・厚生労働省令で定めるものを除く。)とならない

4 申請理由

住宅宿泊事業法(平成29年法律第65号)第3条第1項の規定による届出

住宅宿泊事業法(平成29年法律第65号)第3条第4項の規定による届出

申請者、名称(届出住宅の名称)、所在地(届出住宅の所在地)の項目は住宅宿泊事業届出書の(第一面)を参考に記載ください。

の欄については住宅宿泊事業届出書の(第四面)をご確認ください。

第一号様式(第四条関係) (A4)

住宅宿泊事業届出書

(第一面)

住宅宿泊事業法第3条第1項の規定により、住宅宿泊事業の届出をします。
この届出書及び添付書類の記載事項は、事実に相違ありません。

(第四面)

受付番号

◎ 住宅宿泊管理業に関する事項(住宅宿泊管理者である場合)

登録年月日 年 月 日

登録番号

◎ 住宅に関する事項

郵便番号

所在地

不動産番号

第2条各号に掲げる家屋の別

住宅の建て方

住居室

階	宿泊室	宿泊者の使用に供する部分(宿泊室を除く)	合計
1階	m ²	m ²	m ²
2階	m ²	m ²	m ²
3階	m ²	m ²	m ²
複合計	m ²	m ²	m ²

住宅宿泊事業届出書の記入要領については、県の(薬務衛生課)へご相談ください

